

答 申 第 278 号  
令 和 2 年 5 月 8 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和2年4月30日付け岐阜市子支第61号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 事案の概要

本市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭等への経済的支援を目的として、児童扶養手当の受給世帯に対し、1世帯につき1万円の「岐阜市ひとり親家庭等応援金」（以下「応援金」という。）の支給を行うこととしている。

については、案内の送付等応援金の支給に係る事務を実施するため、条例第10条第2項第5号の規定により、子ども未来部子ども支援課（以下「子ども支援課」という。）が保有する児童扶養手当の受給者に関する情報を利用目的以外の目的のため利用する。

### 2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

子ども支援課が保有する児童扶養手当受給資格者台帳の情報のうち、令和2年4月分の児童扶養手当受給資格者の氏名、住所、郵便番号及び口座情報

### 3 意見

適当なものと認める。